

取組の方向6

オリンピック・パラリンピック教育の推進

＜主要施策15 オリンピック・パラリンピック教育の推進＞

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（総務部・指導部）

(1) オリンピック・パラリンピック教育の全校展開

全公立学校において、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと「学ぶ（知る）」、「観る」、「する（体験・交流）」、「支える」の四つのアクションとを組み合わせた多様な教育プログラムを推進する。

また、「4×4の取組」を展開することで、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせていくことが可能となるが、特に、平成32年度以降の社会を支える子供たちにとって重要な「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の五つの資質を重点的に育成するため、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進する。

(2) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の拡充

オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣を拡充し、オリンピアン・パラリンピアン等との交流や競技体験を通じ、児童・生徒がスポーツや運動により一層親しむとともに、アスリートの考え方や生き方に触れることにより、自己実現に向けての努力や困難に立ち向かう意欲を培う。

(3) 学校のオリンピック・パラリンピック教育の取組に対する支援

ア 各学校と外部機関・団体等をつなぐオリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）を充実させ、各学校において多種多様な教育プログラムを実施できるよう支援する。

イ 各学校のオリンピック・パラリンピック教育をサポートするため、教員や児童・生徒が利用できるオリンピック・パラリンピック教育ウェブサイトを充実させる。

(4) オリンピック・パラリンピック教育アワードの実施

優れたオリンピック・パラリンピック教育を展開した学校を表彰し、気運の醸成を図るとともに、その取組内容や成果を広く発信することで、各学校での取組の一層の促進を図る。

(5) 障害者理解の拡充に向けた取組

ア 障害者スポーツ等を通じた体育的活動や交流活動の充実を図るため、都立特別支援学校のスポーツ教育推進校を30校に拡大して指定する。更に、その中から全国大会や国際大会で活躍できる選手を育成するための指定校を8校に拡大する。

取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

- イ 障害者スポーツへの理解促進と普及啓発を図るため、パラリンピック競技応援校の指定（10校）や東京都ボッチャ交流会（仮称）を実施する。
- (6) ボランティアマインドの醸成、ボランティア活動の支援
発達段階に応じて、ボランティア活動を計画的・継続的に実施するため、児童・生徒の主体的・自主的なボランティア活動を支援する仕組みを構築し、情報の発信などを行う。
- (7) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）
環境への取組（3R）について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。